

<電子地図使用許諾契約書>

当製品のご使用前に、本契約書を必ずお読みください。

本利用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）は、株式会社ミッドマップ東京（以下「MMT」という。）の製品である「東京都2500デジタル白地図」（以下「製品」といいます。）に関してお客様（以下「甲」といいます。）とMMT（以下「乙」といいます。）との間に締結される契約書です。本契約の条項に同意し、ソフトウェア製品を使用することによって、本契約が成立したものとします。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「製品」とは、甲のパーソナルコンピュータ（以下「PC」という）で利用できる乙提供のアプリケーションソフトウェア及び地形図データ並びに関連資料をいいます。
2. 「地形図データ」とは、ソフトウェア製品に記録された地形データをいいます。
3. 「二次的加工物」とは、地形図を利用し加工した生成物をいいます。
3. 「地図等」とは、二次的加工物並びにこれらの複製物をいいます。
4. 「アプリケーションソフトウェア」とは、本製品のうち、乙が開発したプログラム及び第三者より提供を受けたプログラムで、甲のPC上で動作するプログラムをいいます。
5. 「関連資料」とは、「製品」に使用に関連して提供される本製品の機能、及びその使用方法等が記載されているマニュアル等の資料をいいます。
6. 「内部利用」とは、甲が管理・借用する施設及び場所内においてソフトウェア製品を使用する行為及びソフトウェアの機能を利用して出力した地形図を利用する行為をいいます。内部利用で利用する行為には、地図等を特定の第三者に対し提供する行為及び学会やイベントなどの講演要旨集などの資料や学術雑誌へ掲載する行為を含みます。
7. 「刊行」とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した地形図及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROM等で発行し、不特定多数の者が入手できる状態におく行為をいいます。
ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入する行為は、内部利用として取り扱うものとします。
8. 「公衆送信」とは、電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数のものがそれらを閲覧又は入手できる状況におくものをいいます。ただし、甲の管理するホームページ等に案内図等として、少量の地図等を補助的に挿入する行為は、内部利用として取り扱うものとします。
9. 「外部掲示」とは、甲が管理・借用する施設及び場所以外に地図等を掲示する行為をいいます。

ます。ただし案内図等として、少量の地図等を補助的に挿入した印刷物を外部の掲示板等に掲示する行為、及び地図等を仮設（看板及び囲い）物に貼り付けて一時的に表示する行為については、内部利用として取り扱うものとします。

第2条（知的財産権）

本製品のうち「地形図データ」に関する著作権は、東京都及び乙に帰属します。

また「アプリケーションソフトウェア」と「関連資料」に関する著作権及び産業財産権（以下、これらを総称して「知的財産権」という）は、乙及びデータ等提供元に帰属します。

第3条（使用許諾の内容）

1.乙は甲に対して、本製品の非独占的使用権を許諾します。

2.甲は、本製品を本契約の内容に従い、以下の範囲で使用できるものとします。

- (1) 本製品を1台のコンピュータに限りインストールして使用すること。
- (2) 本製品がインストールされたコンピュータの使用者が内部利用の目的で使用する場
合に限り、次の「出所の表示」を明記して、プリンターによる印刷、他のアプリケーションで
の読み込み（貼り付け）及び加工等を行うこと。

出所の表示「この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度 DVD 版）を使用したものである。」

第4条（甲の遵守すべき事項）

1.甲は、本製品または加工物の全部もしくは一部について、本契約に明示的に許諾されてい
る場合及

び第2項の規定により特に許諾を得た場合を除いて、次の各号に該当する行為はできない
ものとしま

す。

- (1)複製行為
- (2)有償無償を問わず第三者に譲渡または貸与する行為
- (3)公衆送信の行為
- (4)刊行の行為
- (5)外部掲示の行為
- (6)翻訳、翻案または改変行為
- (7)配信データ及びバンドルデータを単独に引き出し、単独で、または本製品以外のシステ
ム上で利用する行為
- (8) 本製品を逆アセンブル、リバース・エンジニアリング（リバース・コンパイル）する行
為

2.甲が前項各号の何れかの行為を行う場合は、事前に乙と協議し、乙の承諾があった場合にのみ許諾されるものとします。その場合は、許諾の具体的内容(使用条件、著作権使用料等)について、別途甲乙間において個別の契約を締結するものとします。

第5条(保証)

1.乙は、本製品が製品仕様に記載する環境においてマニュアルとおりの機能を有していることを保証します。

2.乙は、本製品について何らかの障害、或いは異常がある旨の連絡を甲から受け、これが製品の瑕疵と認められる場合には、速やかに当該瑕疵の修復を無償で行うものとします。但し、当該瑕疵が以下の各号の場合については保証の対象から除外します。

(1)乙の承諾なしに本製品のアプリケーションソフトウェアを変更或いは加工したことによるものである場合

(2)マニュアル上に記載する環境とは異なる環境によるものである場合

(3)甲の機器、装置等の故障によるものである場合

(4)甲の誤操作に起因するものである場合

3.前項において、乙が修復を行うことになった場合は、甲は乙に本製品及び複製物を返還するものとします。

4.乙は、本製品が甲の利用目的に適合すること、或いはデータが網羅的であることについて保証するものではありません。

5.乙は、本製品で提供される地形図データが実際の地形、地物、名称等と完全に一致することを保証するものではありません。

6.本製品は、日本国内でのみ利用でき、国外での一切の使用に関して乙の保証対象とはなりません。

第6条(賠償責任)

1.乙の甲に対する損害賠償責任は、甲が直接被った現実の通常損害に限定し、甲が支払った本製品の購入金額を超えないものとします。

2.甲が本契約に定める使用条件を遵守せず、問題が発生した場合には、甲は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、乙および東京都またはデータ等提供元に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

3.甲が、本製品に関する乙またはデータ等提供元の知的財産権を侵害した場合、または、前項において乙に損害を与えた場合は、甲は乙に対して損害賠償責任を負うものとします。

第7条(譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の権利義務またはその地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第8条（契約の解除）

- 1.甲または乙は、相手方が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後14日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除できるものとします。
- 2.乙は、甲が次の各号の何れかに該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1)本契約違反の程度が著しく、信頼関係の回復が困難であるとき
 - (2)自ら（その役員及び従業員を含み）が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき
 - (3)支払停止、銀行取引停止処分、解散決議、任意整理または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- 3.第1項から第3項の解除原因が甲に存し、乙が本契約を解除したときは、乙は甲に対し、この解除に伴う損害につき、賠償請求を行うことができるものとします。但し、解除によっても、既に発生した甲の対価に関する金銭支払債務は消滅しないものとします。

第9条（契約終了後の措置）

甲の第3条または第4条の違反を理由として乙が本契約を解除したときは、甲は本製品の媒体、関連資料、複製物（記録媒体の如何を問いません）、及び契約違反行為によって得られた複製物、改変物その他の派生物について、削除、消去し、かつ乙に返還するものとします。

第10条（契約の変更）

本契約の変更は、両当事者の権限ある代表者、または代理人が記名押印した文書によってのみ行うことができるものとします。

第11条（存続条項）

本契約の終了事由の如何を問わず、契約終了後においても、第6条（賠償責任）、第9条（契約終了後の措置）、第12条（合意管轄及び準拠法）の規定は引き続き有効とします。

第12条（合意管轄及び準拠法）

- 1.本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。
- 2.本契約の成立、効力、及び解釈については、日本国法が適用されるものとします。

第13条（協議）

本契約に定めなき事項、または本契約に関して疑義が生じた事項については、都度甲乙両
者で誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上